

# 労働法規等研修会開催のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

## 働き方改革関連法の概要と勤務間インターバル制度について

今、国の重要な取組のひとつとされ、今後の労務管理に大きな影響を与える「働き方改革」に関して、正式名称「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が第196国会で本年6月29日に成立し、本年7月6日に公布されました。

この法律は、雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法等の法律を改正するものです。



主な改正内容としては、

- ・ 労働基準法関係では、①時間外労働の上限規制の導入、②中小企業における月60時間超えの割増賃金の見直し、③フレックスタイム制の見直し、④年次有給休暇のうち5日の付与を企業に義務付け、⑤高度プロフェッショナル制度の創設、⑥勤務間インターバル制度の普及促進等。
- ・ 労働安全衛生法関係では、①産業医・産業保健機能の強化、②労働者健康確保のための労働時間状況把握の実効性の確保等。
- ・ パートタイム労働法、労働者派遣法等関係では、正社員と非正規社員との間の不合理な待遇の禁止（同一労働同一賃金）などが含まれています。

東部支部では、専門部会活動の一環として、労働法規等研修会を下記のとおり開催いたします。参加費は不要です。この機会に働き方改革関連法の中身を把握いただきますようご案内いたします。

なお、準備の都合がありますので、ご参加いただく方は別紙「参加申込書」により平成30年9月21日(金)までに東部支部あてお知らせ願います。



### 記

- 1 日時 平成30年9月28日(金)  
午後1時30分から午後4時30分
- 2 場所 鳥取県労働基準協会会館2階(鳥取市若葉台南1-17)

### 3 内容

- ① 働き方改革関連法の概要 (13時30分から15時)  
(講師：鳥取労働局担当者)
- ② 勤務間インターバル制度について (15時から16時30分)  
(講師：中野 聡 社会保険労務士)

### 4 参加費 無料

### 5 申込期限 平成30年9月21日(金)

### 6 申込方法 別紙参加申込書を当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17)へ郵送 又はFAX(0857-52-5061)によりご提出ください。

### 7 その他

- ① 参加申込をいただいた方への受付連絡をいたしておりませんので、当協会から特別の連絡がない限り、当日研修会開始時刻までに、直接会場にお越し下さい。
- ② 参加申込み後に取消しされる場合はあらかじめご連絡いただきますようお願いいたします。

- ③ 研修会に参加される方は、当会館の駐車場「P」をご利用ください。なお、駐車場が満車の場合に限って、右図の「P1」、「P2」駐車場をご利用ください。



